

都市計画運用指針改正（新旧対照表）

（Ⅳ－２－１． Ｈ． 防災街区整備地区計画等）

改 正 後	現 行
<p>Ｈ． 防災街区整備地区計画等（法第 1 2 条の 4 関係）</p> <p>1． 防災街区整備地区計画 （密集法第 3 2 条関連）</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 配慮すべき事項 ①～② （略） ③ 関係行政機関等との調整</p> <p>1） （略）</p> <p>2） 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域内の用途地域が定められている地域並びに市街化調整区域内における用途地域が定められている地域において、防災街区整備地区計画を定めようとする場合に、当該防災街区整備地区計画の区域内に農用地が含まれるときは、法第 1 9 条第 3 項の規定に基づき都道府県知事が防災街区整備地区計画に関する都市計画の<u>協議又は同意</u>を行うに当たり、都市計画担当部局は、あらかじめ農林水産担当部局と、法第 1 2 条の 4 第 2 項及び密集法第 3 2 条第 2 項名号に定める事項の内容を示した資料を添えて協議を行うことが望ましい。</p> <p>この場合において、当該農用地が 4 h a を超えるもの（農林水産大臣の転用許可権限の対象となり得るようなまとまったもの）であるときは、都道府県知事は、あらかじめ地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局農林水産部長）と、法第 1 2 条の 4 第 2 項及び密集法第 3 2 条第 2 項各号に定める事項の内容を示した資料を添えて協議を行うことが望</p>	<p>Ｈ． 防災街区整備地区計画等（法第 1 2 条の 4 関係）</p> <p>1． 防災街区整備地区計画 （密集法第 3 2 条関連）</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 配慮すべき事項 ①～② （略） ③ 関係行政機関等との調整</p> <p>1） （略）</p> <p>2） 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域内の用途地域が定められている地域並びに市街化調整区域内における用途地域が定められている地域において、防災街区整備地区計画を定めようとする場合に、当該防災街区整備地区計画の区域内に農用地が含まれるときは、法第 1 9 条第 3 項の規定に基づき都道府県知事が防災街区整備地区計画に関する都市計画の<u>同意</u>を行うに当たり、都市計画担当部局は、あらかじめ農林水産担当部局と、法第 1 2 条の 4 第 2 項及び密集法第 3 2 条第 2 項名号に定める事項の内容を示した資料を添えて協議を行うことが望ましい。</p> <p>この場合において、当該農用地が 4 h a を超えるもの（農林水産大臣の転用許可権限の対象となり得るようなまとまったもの）であるときは、都道府県知事は、あらかじめ地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局農林水産部長）と、法第 1 2 条の 4 第 2 項及び密集法第 3 2 条第 2 項各号に定める事項の内容を示した資料を添えて協議を行うことが望</p>

ましい。
3)～5) (略)

2 (略)

3. 沿道地区計画

(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)(以下「沿道法」という。)第9条第1項関連)

(1)・(2) (略)

(3) 配慮すべき事項

1)～6) (略)

7) 関係行政機関等との調整

市町村の都市計画担当部局は、計画策定に当たっては、あらかじめ、当該地域の良好な自然環境を保全する観点及び騒音等の環境保全上の支障を防止する観点から環境部局、中小小売・サービス業等の商業振興施策等との整合性を図る観点から商工部局とそれぞれ調整するとともに、農林水産関連企業担当部局、当該区域が港湾区域、臨港地区又は港湾隣接地域に係る場合には、港湾の秩序ある整備と適正な運営との整合を図る観点から関係港湾管理者と事前に十分協議を行うこととし、また、都道府県の都市計画担当部局は、協議又は同意に当たっては、あらかじめ、当該地域の良好な自然環境を保全する観点及び騒音等の環境保全上の支障を防止する観点から環境部局、中小小売・サービス業等の商業振興施策等との整合性を図る観点から商工部局と調整するとともに、農林水産関連企業担当部局と協議することとし、市街化調整区域又は非線引き都市計画区域内の用途地域が定められていない地域において策定する場合には農林担当部局と意見調整を行うことが望ましい。

4. 集落地区計画

(集落法第5条第1項関連)

ましい。
3)～5) (略)

2 (略)

3. 沿道地区計画

(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)(以下「沿道法」という。)第9条第1項関連)

(1)・(2) (略)

(3) 配慮すべき事項

1)～6) (略)

7) 関係行政機関等との調整

市町村の都市計画担当部局は、計画策定に当たっては、あらかじめ、当該地域の良好な自然環境を保全する観点及び騒音等の環境保全上の支障を防止する観点から環境部局、中小小売・サービス業等の商業振興施策等との整合性を図る観点から商工部局とそれぞれ調整するとともに、農林水産関連企業担当部局、当該区域が港湾区域、臨港地区又は港湾隣接地域に係る場合には、港湾の秩序ある整備と適正な運営との整合を図る観点から関係港湾管理者と事前に十分協議を行うこととし、また、都道府県の都市計画担当部局は、同意に当たっては、あらかじめ、当該地域の良好な自然環境を保全する観点及び騒音等の環境保全上の支障を防止する観点から環境部局、中小小売・サービス業等の商業振興施策等との整合性を図る観点から商工部局と調整するとともに、農林水産関連企業担当部局と協議することとし、市街化調整区域又は非線引き都市計画区域内の用途地域が定められていない地域において策定する場合には農林担当部局と意見調整を行うことが望ましい。

4. 集落地区計画

(集落法第5条第1項関連)

(1)・(2) (略)

(3) 配慮すべき事項

①～③ (略)

④ 関係行政機関との調整

1) 市町村が集落地区計画に関する都市計画を決定しようとする場合には、その内容について都道府県知事に協議しなければならず、町村にあっては、都道府県知事の同意を得なければならないほか、都道府県知事が定めた基本方針に基づいたものとなっていること及び都市計画の一体性という観点より他の都市計画との調和がとられていることが必要があることから、あらかじめ市町村と都道府県との間で緊密な連絡調整を行い、都市計画の一体性等を確保することが望ましい。

2) (略)

3) 都道府県の都市計画担当部局は、集落地区計画の策定又は変更の協議又は同意に当たっては、あらかじめ、当該地域の良好な自然環境を保全する観点及び騒音等の環境保全上の支障を防止する観点から環境部局、中小小売・サービス業等の商業振興施策等との整合性を図る観点から商工部局とそれぞれ調整するとともに、農林水産担当部局、農林水産関連企業担当部局その他関連部局と協議することが望ましい。

4) 集落地区計画の区域内に4haを超える農用地（農林水産大臣の転用許可権限の対象となりうるようなまとまったもの）が含まれる場合には、当該計画の都道府県知事の協議又は同意に当たって、都道府県知事はあらかじめ地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄県総合事務局農林水産部長）と協議することが望ましい。

なお、都道府県知事が地方農政局長等と協議を行うに当たっては、集落法第5条第1項の要件に適合すると見込むに足りる資料を添えて行うことが望ましい。

(1)・(2) (略)

(3) 配慮すべき事項

①～③ (略)

④ 関係行政機関との調整

1) 市町村が集落地区計画に関する都市計画を決定しようとする場合には、その内容について都道府県の同意を得なければならないほか、都道府県知事が定めた基本方針に基づいたものとなっていること及び都市計画の一体性という観点より他の都市計画との調和がとられていることが必要があることから、あらかじめ市町村と都道府県との間で緊密な連絡調整を行い、都市計画の一体性等を確保することが望ましい。

2) (略)

3) 都道府県の都市計画担当部局は、集落地区計画の策定又は変更の同意に当たっては、あらかじめ、当該地域の良好な自然環境を保全する観点及び騒音等の環境保全上の支障を防止する観点から環境部局、中小小売・サービス業等の商業振興施策等との整合性を図る観点から商工部局とそれぞれ調整するとともに、農林水産担当部局、農林水産関連企業担当部局その他関連部局と協議することが望ましい。

4) 集落地区計画の区域内に4haを超える農用地（農林水産大臣の転用許可権限の対象となりうるようなまとまったもの）が含まれる場合には、当該計画の都道府県知事の同意に当たって、都道府県知事はあらかじめ地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄県総合事務局農林水産部長）と協議することが望ましい。

なお、都道府県知事が地方農政局長等と協議を行うに当たっては、集落法第5条第1項の要件に適合すると見込むに足りる資料を添えて行うことが望ましい。この場合、協議資料は、集落地区計画の

この場合、協議資料は、集落地区計画の協議又は同意に際して必要なものの範囲内で行うことが望ましい。

同意に際して必要なものの範囲内で行うことが望ましい。